

千葉県告示第163号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月17日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
蘇我町9号線	中央区蘇我2丁目189番1から 中央区蘇我2丁目196番2まで	前	2.09 ～2.11	18.2
		後	2.09 ～3.05	
蘇我町141号線	中央区蘇我2丁目188番2から 中央区蘇我2丁目189番1まで	前	3.64 ～3.65	29.7
		後	3.82 ～3.83	